

福岡アジアビジネス特区

都道府県名：	福岡県	
申請主体名：	福岡県、福岡市	
区域の範囲：	福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）	

特区の概要：	地域的・歴史的・経済的にアジアと強く結びついている福岡の地域特性を活かし、外国人研究者等の受入れや産学連携の促進、アジアとのビジネスに係る人材育成、博多港や福岡空港の物流機能の強化等により、アジアビジネスの展開を目指す国内外企業の集積やベンチャー企業の創出を図り、もって九州・西日本の経済活性化を推進する。
--------	---

適用される規制の特例措置：	<ul style="list-style-type: none">・外国人研究者の受入れ促進・外国人の入国、在留申請の優先処理・外国人情報処理技術者の在留期間延長・夜間大学院における留学生の受入れ・税関の執務時間外における通関体制の整備・学校設置会社による学校設置・校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置・運動場に係る要件の弾力化による大学設置・空地にかかる要件の弾力化による大学設置・特定埠頭の運営効率化・特定埋立地の所有権移転制限期間の短縮（10年 5年）
---------------	--



福岡システムLSI総合開発センター



アイランドシティ国際コンテナターミナル